

【本日の目次】

1. 市場トピックス

- ◆新規上場のお知らせ (REIT)
- ◆所属部の指定についてのお知らせ (市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定)

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3.を抜粋しております。

=====

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

インサイダー取引について (3)

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

3. 重要事実

今回は、インサイダー取引に関して、業務等に関する重要事実について説明したいと思います。

重要事実は、投資者の投資判断に影響を及ぼすべき事実のことです。具体的には、金融商品取引法第166条第2項に列挙して規定されていて、その内容は、

- (1) 上場会社等の機関決定に係る重要事実 (同項第1号)
- (2) 上場会社等に発生した事実に係る重要事実 (同項第2号)
- (3) 重要事実となる上場会社等の売上高等の予想値等 (同項第3号)
- (4) バスケット条項 (同項第4項)

の4つに大きく分類されます。また、当該上場会社等の子会社に係る同様の事

実についても重要事実となります（同項第5～8項）。

(1) 上場会社等の機関決定に係る重要事実

当該上場会社等の業務執行を決定する機関が、イ) 株式発行等の引受者の募集、ロ) 資本金の額の減少、ハ) 資本準備金・利益準備金の額の減少、ニ) 自己株式の取得、ホ) 株式無償割当て、ヘ) 株式の分割、ト) 剰余金の配当、チ) 株式交換、リ) 株式移転、ヌ) 合併、ル) 会社の分割、ヲ) 事業譲渡・譲受け、ワ) 解散、カ) 新製品・新技術の企業化、ヨ) 業務上の提携その他のこれらに準ずる事項を行うことについての決定をしたこと、又は、これら決定をした事項（公表されたものに限る。）を行わないことを決定したことが、重要事実となります。

ここで「業務執行を決定する機関」とは、過去の判例で「商法（注：現在は会社法）所定の決定権限のある機関に限られず、実質的に会社の意思決定と同視されるような意思決定を行うことができる機関であれば足りると解される」とされており、実際にも、社長や役員数名などが「業務執行決定機関」として取締役会決議以前に重要事実を決定したと認定されるケースがほとんどです（「課徴金事例集」参照）。

なお、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第49条に、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして軽微基準が規定されており、例えば、イ) で払込金額が1億円未満の株式発行は、軽微基準で重要事実から除外されます。

(2) 上場会社等に発生した事実に係る重要事実

当該上場会社等に、イ) 災害に起因する損害、業務遂行の過程で生じた損害、ロ) 主要株主の異動、ハ) 上場廃止・登録取消しの原因となる事実、ニ) これらに準ずる事実が発生したことが、重要事実となります。

なお、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第50条に、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして軽微基準が規定されており、例えば、イ) で損害額が最近事業年度末の純資産額の3%未満のときは、軽微基準で重要事実から除外されます。

(3) 重要事実となる上場会社等の売上高等の予想値等

当該上場会社等（又は、その属する企業集団）の売上高・経常利益・純利益又は当該上場会社等の配当について、公表された直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表された前事業年度の実績値）に比較して、新たに算出した予想値（又は、当事業年度の決算）において重要基準に該当する差異が

生じたことが、重要事実となります。

重要基準は、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第51条に次のとおり規定されています。

イ) 売上高：新たに算出した予想値等が、公表された直近の予想値等に比較して、上下10%以上の差異があること。

ロ) 経常利益：新たに算出した予想値等が、公表された直近の予想値等に比較して、上下30%以上の差異があり、かつ、その差異が前事業年度末における純資産額（純資産額が資本金の額より少ない場合は資本金の額）の5%以上であること。

ハ) 純利益：新たに算出した予想値等が、公表された直近の予想値等に比較して、上下30%以上の差異があり、かつ、その差異が前事業年度末における純資産額（純資産額が資本金の額より少ない場合は資本金の額）の2.5%以上であること。

二) 剰余金の配当：新たに算出した予想値等が、公表された直近の予想値等に比較して、上下20%以上の差異があること。

(4) バスケット条項

上記(1)～(3)の事実のほか、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものは、重要事実となります。

「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」とは、「通常の投資者が当該事実を知った場合に、当該上場株券等について当然に『売り』または『買い』の判断を行うと認められること」（横畠裕介「逐条解説インサイダー取引規制と罰則」（商事法務研究会、1989））とされています。

例えば、A社が製造・販売する製品の強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたことが重要事実と認定されています（課徴金事例集（平成21年6月公表）事例28参照）。こうした検査数値・板厚の改ざんが確認されたことは、A社の財務面に大きな影響を及ぼすおそれがあったこと、A社の社会的信用を著しく低下させ、今後の業務の展開に重大な支障を及ぼしかねず、市場の信頼性を損なうおそれがあったこと等に鑑み、バスケット条項に該当すると認定されたものです。なお、この重要事実の公表翌日の株価はストップ安となっています。

また、過年度の決算数値に過誤があることが発覚したことが重要事実と認定されています（課徴金事例集（平成22年6月公表）事例12参照）。過年度決算の過誤が複数年にわたっており、かつ、訂正額が大規模で上場廃止の

おそれや信用低下を招くおそれがあったこと、利益水増し等の意図による会計処理ではないかと疑念がもたれるなど悪質なものであり、今後の業務展開に重大な支障を及ぼしかねないと判断されたことから、バスケット条項に該当すると認定されたものです。なお、この重要事実の公表により、取引所において監理銘柄（審査中）に指定され、公表翌日から株価が4日連続でストップ安となっています。（同課徴金事例集事例13も同様の事例）

このほか、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行が失権となる蓋然性が高まり、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金を確保することが著しく困難となったこと（課徴金事例集（平成23年6月公表）事例12参照）や、会計監査人の異動、それに伴い有価証券報告書の提出が遅延し、株式が監理銘柄に指定される見込みとなったこと（課徴金事例集（平成24年7月公表）事例5参照）も、バスケット条項を適用して重要事実と認定されています。

* 文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>